

津山市監査委員告示第6号  
令和4年3月18日

地方自治法第199条第14項の規定により令和3年度公の施設の指定管理者監査の結果に基づく措置通知があったので、同項の規定によりその内容を別紙のとおり公表する。

津山市監査委員 和田 賢 二  
津山市監査委員 岡 安 謙 典

## 監査の対象

指定管理者：社会福祉法人 千寿福祉会

施設名：津山市障害者福祉センター神南備園

所管部署：環境福祉部障害福祉課

## 監査結果報告日

令和4年2月28日

## 措置等の内容

[社会福祉法人 千寿福祉会]

(1)	仕様書では業務の一部を第三者に委託する場合、津山市と協議の上実施する旨が記載されているが、口頭で承認を受けていたため、協定書第47条第1項に基づき書面で行うよう改められたい。	
区分 (該当に○印)	○	1. 措置済（何らかの措置を実施した場合）
		2. 検討・実施中（措置を検討中、措置を実施中の場合）
		3. 未措置（何もしていない場合）
措置等の内容	指定管理以前の業者を継承しているが、現状を整理し委託業者一覧表を作成し提出を行います。また、新たな委託業者との契約を行う場合には口頭ではなく、書面にて津山市に提出を行います。	

[社会福祉法人 千寿福祉会]

(2)	本業務の実施にあたり指定管理者においてリスクに応じた必要な保険に加入されていたが、その内容を証する書類等が提出されていなかったため、協定書第29条第3項の規定に基づき加入した保険証券等の写しを提出されたい。	
区分 (該当に○印)	○	1. 措置済（何らかの措置を実施した場合）
		2. 検討・実施中（措置を検討中、措置を実施中の場合）
		3. 未措置（何もしていない場合）
措置等の内容	毎年、加入した保険証券の写しを津山市に提出を行うよう改めます。	

(3)	指定管理料の振込先を、協定書第46条により開設されている指定管理業務固有の口座ではなく、指定管理者の別口座へ振り込んでいた。指定管理業務の実施に係る収支を適切に管理するために、指定管理業務固有の口座に振り込むよう改められたい。	
区 分 (該当に○印)	○	1. 措置済 (何らかの措置を実施した場合)
		2. 検討・実施中 (措置を検討中、措置を実施中の場合)
		3. 未措置 (何もしていない場合)
措 置 等 の 内 容	指定管理者と調整のうえ、今後は指定管理者の指定する口座に振り込むよう改めます。	

(4)	業務報告書などの指定管理者から提出された文書に受付印の押印がなく、収受票も確認できなかった。書類の提出日が分かるように受付印を押印するとともに収受票を作成し、報告内容の確認をされたい。	
区 分 (該当に○印)	○	1. 措置済 (何らかの措置を実施した場合)
		2. 検討・実施中 (措置を検討中、措置を実施中の場合)
		3. 未措置 (何もしていない場合)
措 置 等 の 内 容	今後、指定管理者から提出された文書については、受付印の押印、収受票の作成を行うとともに、報告内容の確認を行うよう改めます。	

(5)	福祉センターには市が貸与している備品のほか、指定管理者が購入した備品があるが、定期的な備品台帳との照合及び点検が実施できていなかった。津山市物品会計規則第34条の規定により毎年3月末現在において保管する備品と備品台帳を対照点検して、現在高を確認するよう改められたい。	
区 分 (該当に○印)	○	1. 措置済（何らかの措置を実施した場合）
		2. 検討・実施中（措置を検討中、措置を実施中の場合）
		3. 未措置（何もしていない場合）
措 置 等 の 内 容	今後、年度末の保有備品と台帳との対照点検を行うよう改めます。	

(6)	中央公民館からプレファブ倉庫が移管され、建物の名称を「神南備園第2棟」と変更し、平成30年3月5日付けで指定管理業務に追加する協定変更が行われた。当該施設の次の点について検討し、課題を整理されたい。 ① 財産台帳ではプレファブ倉庫という名称のままであること。 ② 条例・規則に規定されていないこと。 ③ 建物総合損害共済（全国私有物件災害共済）に加入していないこと。	
区 分 (該当に○印)		1. 措置済（何らかの措置を実施した場合）
	○	2. 検討・実施中（措置を検討中、措置を実施中の場合）
		3. 未措置（何もしていない場合）
措 置 等 の 内 容	① 財産台帳の名称については、「神南備園第2棟」に変更を行っています。 ② 神南備園第2棟に関しては、適切な管理が図られるよう関係規定等の見直しの検討を行います。 ③ 財産台帳の名称変更と併せて、建物総合損害共済に加入を行っています。	

[社会福祉法人 千寿福祉会・環境福祉部 障害福祉課]

(7)	<p>福祉センターの利用に際して、津山市長宛の使用許可申請書を使用しているが、津山市障害者福祉センター神南備園条例施行規則第12条の規定に基づき指定管理者宛に改められたい。</p> <p>また、使用申請者に対して使用許可書を通知していなかったが、同規則第3条の規定に基づき使用を許可したときは申請者にその旨を通知されたい。</p>	
区 分 (該当に○印)	○	1. 措置済 (何らかの措置を実施した場合)
		2. 検討・実施中 (措置を検討中、措置を実施中の場合)
		3. 未措置 (何もしていない場合)
措 置 等 の 内 容	<p>使用許可申請書の宛先については、今後指定管理者宛に改めた様式に改めます。また、使用許可書を申請者にその都度通知するよう改めます。</p>	

[社会福祉法人 千寿福祉会・環境福祉部 障害福祉課]

(8)	<p>福祉センターの利用者から提出された使用料免除申請書は指定管理者が事務処理していた。使用料の減免に関する権限は市長に属するため、津山市障害者福祉センター神南備園条例施行規則第6条第2項の規定に基づき適正に事務処理されたい。</p>	
区 分 (該当に○印)	○	1. 措置済 (何らかの措置を実施した場合)
		2. 検討・実施中 (措置を検討中、措置を実施中の場合)
		3. 未措置 (何もしていない場合)
措 置 等 の 内 容	<p>指定管理者が受けた使用料免除申請については、津山市において事務処理を行うよう改めます。</p>	

[社会福祉法人 千寿福祉会・環境福祉部 障害福祉課]

(9)	津山市は「津山市有施設に設置する清涼飲料水等自動販売機による販売に関する契約」を指定管理者と締結し、売上に応じた納付金を収入しているが、毎月の売上数及び売上実績額等の報告は清涼飲料水販売業者から直接津山市へ提出されていた。同契約に基づき、指定管理者から津山市へ報告するよう改められたい。	
区 分 (該当に○印)	○	1. 措置済 (何らかの措置を実施した場合)
		2. 検討・実施中 (措置を検討中、措置を実施中の場合)
		3. 未措置 (何もしていない場合)
措 置 等 の 内 容	毎月の売上数及び売上実績額等の報告は、指定管理者から津山市へ報告するよう改め、2月報告分(1月売上分)から実施しています。	

[社会福祉法人 千寿福祉会・環境福祉部 障害福祉課]

(10)	<p>ガイドライン、協定書、仕様書で指定されている期日に次のとおり相違がある。理事会の開催時期も考慮の上、適切に事務処理が行われるよう整理されたい。</p> <p>① 次期事業計画について、ガイドラインでは「年度内に市の承認を得ること」とされ、協定書第21条では「毎年度津山市が指定する期日までに提出」とあるが、市から期日の指定はされず、指定管理者から5月に提出されていた。</p> <p>② 事業報告書については、仕様書では「年度終了後30日以内に提出すること」とされ、協定書第22条では「年度終了後速やかに」とあるが、指定管理者から5月に提出されていた。また、事業報告書を作成し提出する際に、様式第8号「指定管理者事業報告書」の添付がなかった。</p>	
区 分 (該当に○印)	○	1. 措置済 (何らかの措置を実施した場合)
		2. 検討・実施中 (措置を検討中、措置を実施中の場合)
		3. 未措置 (何もしていない場合)
措 置 等 の 内 容	<p>① 次期事業計画書については、年度内に津山市へ提出を行うこととし、その後計画内容等に変更が生じた場合には速やかに再提出を行います。</p> <p>② 事業報告書については、毎年4月中に津山市へ提出することとし、その後報告内容等に変更が生じた場合には速やかに再提出を行います。また、事業報告書の提出の際には、様式第8号「指定管理者事業報告書」の添付を行うよう改めます。</p>	